官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　一
〔その他告示〕
○令和七年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件（消費者庁五）　二
○消防法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関の主たる事務所の所在地変更の件（総務二一二）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務九八）　五
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二一三）　七
○保安林の指定をする件（農林水産九三五～九五〇）　七
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示（経済産業・環境五）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一六三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局五二）　七
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕　八
外務省　厚生労働省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項　九
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第四項の規定に基づき、昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示三）　九
〔公　告〕　一〇
諸事項　一〇
官庁　一〇
押収物還付、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百三条第四項（同法第百七十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（商品取引所における取引証拠金の分別管理）	（商品取引所における取引証拠金の分別管理）
第四十三条　（略）	**第四十三条**　（略）
2　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。	2　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。次号並びに第七十四条第二項第二号及び第三号において同じ。）の保有	二　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（同法第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。） 三　国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第七十四条第二項第三号において同じ。）の保有
三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託であって、同法第六条の規定により元本の補塡の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。） イ　前二号に掲げる方法	

ロ　国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け	
ハ　国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買	

3　（略）

（商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理）

第七十四条　（略）

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　（略）	
二　国債、地方債又は政府保証債の保有	
三　信託業務を営む金融機関への金銭信託であって、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補塡の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）	
イ　前二号に掲げる方法	
ロ　国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け	
ハ　国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買	

3　（略）

附　則

この省令は、令和七年六月十六日から施行する。

ロ　国債、地方債又は政府保証債を担保とする金銭の貸付け	
ハ　国債、地方債又は政府保証債の売戻条件付売買	

3　（略）

（商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理）

第七十四条　（略）

2　商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一　（略）	
二　信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）	
三　国債、地方債又は政府保証債の保有	

3　（略）

その他告示

○消費者庁告示第五号

令和七年度消費生活相談員資格試験の実施について、消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）第八条の三第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年六月十六日

消費者庁長官　新井ゆたか

第一　一般財団法人日本産業協会において実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二五年度消費生活アドバイザー資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
次の四日程から選択 令和七年十月四日（土） 十月五日（日） 十月十一日（土） 十月十二日（日）	十四時から十六時まで 十時三十分から十二時三十分まで 十時三十分から十二時三十分まで 十四時から十六時まで	択一式及び○×式試験

（注）　「択一式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式であり、「○×式」とは、文章の内容について正誤を選択する形式である。

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和七年十一月三十日（日）	十時から十一時まで	論文試験
	十一時二十分から順次（十分）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の四月一日現在施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験のうち面接試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
四十七都道府県	ＣＢＴソリューションズのウェブサイト（https://cbt-s.com/testcenter/）に掲載されているテストセンター

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
北海道	ｄｅ　ＡＵＮＥ　さっぽろ 札幌市東区北六条東四の一の七
東京都	拓殖大学　文京キャンパス 文京区小日向三の四の十四
愛知県	中京大学　名古屋キャンパス 名古屋市昭和区八事本町一〇一の二
大阪府	大阪南ＹＭＣＡ 大阪市天王寺区南河堀町九の五十二
福岡県	パピヨン２４ 福岡市博多区千代一の十七の一

五　受験申込みの受付期間　通常受験者及び第一次試験免除希望者共に、令和七年七月一日（火）から同年八月三十一日（日）まで

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

一般財団法人日本産業協会　東京都千代田区内神田二の十一の一

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、ウェブサイトを通じた申請にて申し込むこと。

（二）　受験申請には、写真（受験申請の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもの。ファイル形式はＪＰＧ形式、ファイルサイズの上限は５ＭＢ）を提出すること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、別途、郵送で消費生活アドバイザー受験サポートセンターへ必要書類を提出すること。

（四）　所定の受験手数料（通常受験（税込一万六千五百円）、第一次試験免除（税込一万三千二百円））は一般財団法人日本産業協会が指定する方法により納付すること。

（五）　受験申込みは、申込期間中に行うこと。

（六）　受験要項は、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百四十円分切手貼付）を同封して、一般財団法人日本産業協会宛てに申し込むこと。

（七）　受験要項の頒布期間は、令和七年四月二十八日（月）から同年八月二十九日（金）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　消費生活アドバイザー受験サポートセンター

電話番号　〇三―五二〇九―〇五五三

一〇一―〇〇二二　東京都千代田区神田練塀町三　ＡＫＳビル六階

（二）　一般財団法人日本産業協会

電話番号　〇三―三二五六―七七三一

一〇一―〇〇四七　東京都千代田区内神田二の十一の一

九　資格の付与及び資格証の交付　第二次試験に合格した者に対し、合格証を交付する。また、第二次試験合格後に登録管理手数料（税込一万一千円）を納付し登録申請を行った者に対し、消費生活アドバイザー資格を付与し、資格を証明する資格証を交付する（当該資格証には、消費生活相談員資格についても記載する。）。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事由により試験を中止する場合、その旨を、一般財団法人日本産業協会ウェブサイトに掲載するとともに、受験申込時に登録された電子メールアドレスに電子メールを送付する方法により通知する。

第二　独立行政法人国民生活センターにおいて実施する消費生活相談員資格試験

一　試験の名称　二〇二五年度消費生活相談員資格試験

二　試験日、試験時間及び出題形式

（一）　第一次試験

試験日	試験時間	出題形式
令和７年10月18日（土）	十時三十分から十二時三十分まで	マークシート式試験
	十三時三十分から十五時まで	論文試験

（二）　第二次試験（第一次試験合格者に対し実施）

試験日	試験時間	出題形式
令和７年12月13日（土）（川崎、大阪及び福岡） 令和７年12月14日（日）（仙台及び名古屋）	十時から十七時までのうち指定する時間（十分から十五分程度）	面接試験

三　試験科目

（一）　商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目

（二）　消費者行政に関する法令に関する科目

（三）　消費生活相談の実務に関する科目

（四）　消費生活一般に関する科目

（五）　消費者のための経済知識に関する科目

（注一）　出題根拠となる法令等については、試験を実施する年の五月一日時点で施行されているものについて出題する。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の概要について問う問題が出題され得る。

（注二）　「論文試験」及び「面接試験」は、（三）の試験科目について出題する。

（注三）　受験申込時に、試験の一部免除措置の適用を受けた者については、第二次試験が免除される。

四　試験地及び試験場所

（一）　第一次試験

試験地	試験場所
北海道	北農健保会館 札幌市中央区北四条西七の一の四
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
秋田県	秋田アトリオン 秋田市中通二の三の八
栃木県	栃木県総合文化センター 宇都宮市本町一の八
埼玉県	さいたま共済会館 さいたま市浦和区岸町七の五の十四

千葉県	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町六十六の十八
東京都	ワイム貸会議室高田馬場 新宿区高田馬場一の二十九の九　ＴＤビル
富山県	富山県民会館 富山市新総曲輪四の十八
長野県	長野市生涯学習センター 長野市大字鶴賀問御所町千二百七十一の三　ＴＯｉＧＯ　ＷＥＳＴ
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 静岡市駿河区馬渕一の十七の一
愛知県	名古屋市中小企業振興会館（吹上ホール） 名古屋市千種区吹上二の六の三
滋賀県	ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター） 大津市におの浜一の一の二十
大阪府	ティーオージー 大阪市北区梅田一の一の三の千七百
鳥取県	鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館） 鳥取市扇町二十一
岡山県	岡山国際交流センター 岡山市北区奉還町二の二の一
徳島県	徳島県鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩字七枚百二十八
愛媛県	テクノプラザ愛媛（本館） 松山市久米窪田町三百三十七の一
福岡県	ＪＲＥ天神クリスタルビル貸会議室 福岡市中央区天神四の六の七
佐賀県	佐賀市文化会館 佐賀市日の出一の二十一の十
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 大分市東春日町一の一　ＮＳ大分ビル
鹿児島県	カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター） 鹿児島市山下町十四の五十
沖縄県	沖縄産業支援センター 那覇市字小禄千八百三十一の一

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
神奈川県	川崎市産業振興会館 川崎市幸区堀川町六十六の二十
愛知県	ウインクあいち 名古屋市中村区名駅四の四の三十八
大阪府	新大阪丸ビル新館 大阪市東淀川区東中島一の十八の二十七
福岡県	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東二の十八の三十

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

五　受験申込みの受付期間　令和七年六月十六日（月）から同年七月三十一日（木）まで。なお、郵送による申込みの場合は、同日の消印があるものまで有効とする。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター　東京都港区高輪三の十三の二十二

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、郵送又はウェブサイトを通じ、受験申込書を提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートル。）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付し、郵送すること。写真及び受験手数料払込票をウェブサイトを通じて提出する場合は、所定箇所にアップロードすること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて郵送又はウェブサイトを通じ、提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万四千三百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　郵送により提出する場合、受験申込書等は、簡易書留郵便で送付すること。

（六）　受験申込書及び受験要項は、独立行政法人国民生活センターウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百八十円分切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター教育研修部資格制度課宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書及び受験要項の頒布期間は、令和七年四月九日（水）から同年七月三十一日（木）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク
電話番号　〇四七六―三三―七一五八
受験申込書郵送先　二七〇―一三九一　印西郵便局私書箱七号（日本通信紙株式会社内）
（注）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスクは、令和七年六月十三日（金）から同年九月十七日（水）まで開設する。

（二）　独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度課
電話番号　〇三―三四四三―七八五五
一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三の十三の二十二

九　合格証の交付　試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事情により試験を中止する場合、その旨を、ウェブサイト「消費生活相談員資格試験お知らせサイト」に掲載するとともに、該当する会場における受験を予定している者のうち、受験申込時に電子メールアドレスを登録した者に対し、電子メールを送付する方法により通知する。

〇総務省告示第二百十二号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十五第六項の規定に基づき、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の四第二項に規定する指定講習機関として指定した一般財団法人全国危険物安全協会から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第五十八条の十五第七項の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年六月十六日

総務大臣　村上誠一郎

一　変更後の主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号日本消防会館八階

二　変更の日
令和六年九月二十四日

〇法務省告示第九十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月十六日

法務大臣　鈴木　馨祐

福岡法務局所属
岸本　寛成

〇外務省告示第二百十三号

令和六年十二月二十六日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十七年二月十八日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和元年十二月十二日付けの口上書により令和六年十二月三十一日まで延長された。）がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和九年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十六日

外務大臣　岩屋　毅

〇農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市伊吹字扇舞一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市曲谷字向手一四一八の一五四、一四一八の一〇四二から一四一八の一〇四五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市音羽字石穴八四六の二、八四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市滋賀里町字熊谷甲五七四、字観音堂甲六〇二、字長等山甲六一三の一、字茅花ケ谷甲六二四、字フロ山甲六七四の一、字真岩甲六七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字カラ谷二六六八の二、二六七三の二、二六七四の二、二六八一、二六八二、黒木町笠原字塚木五八一一から五八一四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚木五八一二・五八一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町都茂二一七八の一、二一七八の二、二一七九から二一八二まで、二一七九の一、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八五の一、二一八五の二、二一八六から二一八八まで、二一九〇の甲二、二一九〇の三、二一九〇の四、二一九九、二二〇〇、二三六五の甲、二三六六の甲、二三六六の一、二三七一、二三七一の一、二三七二、二三七三の三、四三九九、四五四三から四五四七まで、四五四七の一、四五四八の一から四五四八の三まで、四五四九の一、四五四九の二、四五五〇から四五五三まで、四五五四の一、四五五四の二、四五五五の一、四五五五の二、四六三一、四六三三、四六三五から四六四二まで、四六四一の一、五四〇二、五四〇三、五五一〇、五五二〇の一、五五二〇の二、五五二一から五五二三まで、五五二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町受原字槙ノ前山五二二一の一、五二二三、五二二四の二、五二二五の一、五二二七の二、五二二八の二、五二二九の一から五二二九の三まで、五二三〇の一、五二三〇の二、五二三一、五二三二の一、五二三五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字大込一〇九六八の一（次の図に示す部分に限る。）、字政ノ木一〇九七四の一、一〇九七四の二、一〇九七八の一、一〇九七八の二、一〇九七九、一〇九七九の一、一〇九七九四の一、一〇九七九七の八、一〇九七九八の二、一〇九七九九の二、一一〇〇一の一、一一〇〇一の二、一一〇〇九、一一〇一二の二、一一〇一二の四、一一〇一三の二、字上弥平谷一七五六の一、一七五七の一、一七五八、一七五八の二、一七五九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字解次郎二三七四から二三七八まで、二三八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字解次郎二三七四から二三七八まで・二三八〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字湯山字竹ノ口二四四〇の八八、二四四〇の九二、二四四〇の九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ口二四四〇の八八・二四四〇の九二・二四四〇の九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字村上一三五八、一三六三の一、一三六三の二、一三八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上一三五八・一三六三の一・一三六三の二・一三八五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字村上一三五八、一三六三の一、一三六三の二、一三八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上一三五八・一三六三の一・一三六三の二・一三八五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町高数字土居一八四の一、一八四の二、一八五の一から一八五の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川新別字石ケ谷二三三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町小河内字鳥羽六六二の二六、字奥山九三五の一〇六から九三五の一〇八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町遅沢字将賢林一九九七、一九九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字将賢林一九九七・一九九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町鮠川字椿原九七一、九七二（次の図に示す部分に限る。）、字中黒谷一〇八六の一、一〇八六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省環境省告示第五号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、次の機関を登録講習機関として登録したので、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第三十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十六日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

㈠　登録の年月日　令和七年六月十六日

㈡　登録番号　第五号の一

㈢　登録を受けた者の名称　株式会社Gakken LX

㈣　住所　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

㈤　法人である場合の代表者の氏名　岩藤　匡史

㈥　講習の業務を行う事務所の名称及び所在地　株式会社Gakken LX　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十六日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　船橋市西浦二丁目七番七から同市西浦二丁目七番一〇まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月十六日

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十六日

中国地方整備局長　林　正道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十号　岡山市南区藤田字錦一六七〇番五地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月十六日

国会事項

衆議院

議案提出

六月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦外十八名提出）

議案送付

六月十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人男女共同参画機構法案

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

質問書提出

六月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自治体職員をハラスメントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書（福田玄提出）

教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書（福田玄提出）

石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問主意書（竹上裕子提出）

カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問主意書（阿部知子提出）

政府の人口減少対策に関する質問主意書（落合貴之提出）

同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問主意書（中谷一馬提出）

国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問主意書（松原仁提出）

外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書（松原仁提出）

戦没者遺族への援護に関する質問主意書（松原仁提出）

原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書（松原仁提出）

外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問主意書（松原仁提出）

質問主意書提出

六月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八〇号）

消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八一号）

期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八二号）

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八三号）

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一八四号）

報告書提出

六月十二日委員長から次の報告書を提出した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）審査報告書

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）審査報告書

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）審査報告書

参議院

議事日程

六月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十八号

令和七年六月十三日（金曜日）

午前十時開議

第一　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）

第六　環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月十二日委員長から次の議案が提出された。

手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）（参第九号）

議案受領

六月十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

議案送付（予備審査）

六月十二日議長は、次の委員長提出案を衆議院に送付した。

手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）

人事異動

外務省

特命全権大使

アンゴラ国駐箚を命ずる（五月二十一日）

佐野　浩明

厚生労働省

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（六月十五日）

飯塚　敏晃

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する（各通）

（東北大学名誉教授）　江幡　武

（愛知教育大学名誉教授）　久田　晴則

（奈良工業高等専門学校名誉教授）　中里　紀一

従四位に叙する（各通）

中田　敏夫

従五位に叙する（各通）

久保田保彦　杉山　健三

正六位に叙する

石塚　孝次　遠藤　和彦

高荒　威雄　細山　文康

従六位に叙する（各通）

小田原賢司　梶原　隆

正七位に叙する（各通）

赤江　敏光　坂口　豊

従七位に叙する（各通）（以上五月八日）

川田　定昭　杉山　雄一

武田　憲一　田中　實

正六位に叙する（各通）

池野　俊一　井上　路朗

大島　康弘　大武　仁

景山　篤　加納　三市

清水　康洋　杉本　峰生

半田　憲功　桝野　文子

松本　孝一　宮原　信二

従六位に叙する（各通）

網野　哲朗　越智　正信

上條　益代　川崎　博史

正七位に叙する（各通）（以上五月九日）

浅野　一郎

正四位に叙する

（曽於市議会議長）　浦　賢治

（群馬県神流町長）　迫　杉雄

田村　利男

波多野宗一

従五位に叙する（各通）

生駒　明仁　石井　清文

田辺　省二　原田　安裕

由井　優　山形　哲

正六位に叙する（各通）

関田　弘

大野　邦義　工藤　邦生　小林　知子
塩谷恒一郎　澁谷　蕃　千賀　公雄
武田　亮三　中村　英男　長内　和夫
村上　定弘　山田　大資　依田　章
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
城　正洋　森河　義忠
従七位に叙する（各通）（以上五月十日）
西垣　克　安枝　守太
正五位に叙する（各通）
滝澤　福吉　英　正孝
福島　裕彦　渡辺　昌昭
従五位に叙する（各通）
小村　良治　所　昭敏　野村　和治
早川　知里　村上　和雄　横田　泰男
正六位に叙する（各通）
新　博　岩田　和広　岩舘　昭一
植松　佳子　河野　智治　古仁所　敦
椎名　實　竹本　滋　千葉　辰夫
中道　一弘　古井　三郎　山岸　新一
山下　恭秀
従六位に叙する（各通）
伊東　隆　山根　哲臣
従七位に叙する（以上五月十三日）
石井　有良
正七位に叙する
吉本　正照
従七位に叙する（各通）（以上五月十一日）
執行　平生
従五位に叙する
松井　孝夫　丸山　敏夫
正七位に叙する（各通）（以上五月十二日）
鈴木　博　山田　雅博
従六位に叙する（各通）
玉衛　浩二
従七位に叙する（以上五月十三日）
武澤　正美
従六位に叙する
松本　英次
正七位に叙する（以上五月十五日）
小原　忠美
正七位に叙する（各通）（五月十七日）
宮崎　修司
従六位に叙する（五月十八日）
永石　喜八

○叙勲

（雲仙市議会議員）　前田　哲
旭日双光章を授ける
中谷　博
旭日単光章を授ける（以上五月八日）
赤間　洵　安達　佳代　田合佐智夫
旭日単光章を授ける（各通）（五月九日）
（曽於市議会議長）　迫　杉雄
（群馬県神流町長）　田村　利男
旭日小綬章を授ける（各通）
木村　剛
旭日単光章を授ける（以上五月十日）
小出　昭榮　田中銑之助
旭日単光章を授ける（各通）（五月十一日）
（愛知教育大学名誉教授）　久田　晴則
瑞宝中綬章を授ける
（奈良工業高等専門学校名誉教授）　中田　敏夫
瑞宝小綬章を授ける
杉山　健三　松岡　一正
瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　茂夫　小田原賢司　坂口　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月八日）
景山　篤　川崎　博史　杉本　峰生
杉山　雄一　田村　政雄　半田　憲功
松岡　静彦　宮原　信二
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　路朗　上條　益代　清水　康洋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月九日）
波多野宗一
瑞宝小綬章を授ける
生駒　明仁　石井　清文　遠藤　智之
小林　知子　山形　哲
瑞宝双光章を授ける（各通）
相河　信之　大谷　孝雄　工藤　邦生
城　正洋　森河　義忠
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十日）
西垣　克
瑞宝中綬章を授ける
石井　有良　伊東　隆
河野　智治　古仁所　敦　植松　佳子
竹本　滋　所　昭敏　椎名　實
早川　知里　古井　三郎　中道　一弘
山下　恭秀　山岸　新一
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩田　和広　山根　哲臣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十一日）
瑞宝双光章を授ける
松井　孝夫　丸山　敏夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）
玉衛　浩二
瑞宝単光章を授ける（五月十三日）
小林　清次
瑞宝単光章を授ける（五月十四日）
武澤　正美
瑞宝小綬章を授ける
松本　英次
瑞宝単光章を授ける（以上五月十五日）
小原　忠美
瑞宝双光章を授ける
宮崎　修司
瑞宝単光章を授ける（以上五月十七日）
執行　平生

皇室事項

信任状捧呈式

六月十二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ポルトガル特命全権大使ジルベルト・ジョルジェ・デ・ソウザ・ジェロニムの信任状捧呈式を行われた。

六月十二日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スーダン特命全権大使エルライヤフ・モハメド・エルアワド・ハイドゥーブの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ローマ教皇レオ十四世台下の教皇就任につき、六月十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院事務総局公示第3号

人事院事務総長は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月16日

人事院事務総長　佐々木雅之

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一・二　（略）	一・二　（略）
三　人事院規則8－18に規定する次に掲げる事項	三　人事院規則8－18に規定する次に掲げる事項
(1)　第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる採用試験並びに経験者採用試験である採用試験の受験の申込みを受理すること。	(1)　第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる採用試験の受験の申込みを受理すること。
(2)～(7)　（略）	(2)～(7)　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

2　この決定による改正は、令和7年7月1日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人樹下芳博の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年６月16日　岐阜地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月16日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エイベック株式会社　南　　満　富山県富山市上飯野12―６　国土交通大臣許可（般―６）第18427号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

相続権主張の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇三号）

令和七年六月十六日

東京都中央区新富一丁目一三番二四号

（甲）交神運輸株式会社

代表取締役　神保　義孝

千葉県市川市千鳥町一〇番地

（乙）神光自動車興業株式会社

代表取締役　神保　義孝

合併公告

当社（乙）は、合併により株式会社ジェイグループホールディングス（甲、住所名古屋市中区栄三丁目四番二八号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　六十五頁（号外第一二〇号）

令和七年六月十六日

名古屋市中区栄三丁目四番二八号

株式会社ジェイキャスト

代表取締役　木村　直人

合併公告

当社（乙）は、合併により株式会社ジェイグループホールディングス（甲、住所名古屋市中区栄三丁目四番二八号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十六日

名古屋市中村区名駅四丁目一八番一八号森政ビル一Ｆ

有限会社エー・ラウンド

取締役　林　裕二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の山口県宇部市善和青岳二一〇番七他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ソーラーＵＢＥ合同会社

代表社員　ソーラーＵＢＥホールディングス一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ソーラーショパン合同会社

代表社員　ソーラーショパンホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンビニエンスストア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十六日

東京都北区浮間一丁目一番二一―九一三号

（甲）ＭＤＳ株式会社

代表取締役　原　英明

東京都足立区千住元町二三番四号

（乙）合同会社タジマ

代表社員　田島　幸子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアーケードゲーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　五十八頁（号外第一二四号）

令和七年六月十六日

東京都中央区銀座一丁目一一番一号

（甲）株式会社コナミアーケードゲームス

代表取締役　西村　宜隆

愛知県一宮市高田字池尻一番地

（乙）株式会社コナミアミューズメント

代表取締役　沖田　勝典

組織変更公告

当法人は、労働者協同組合に組織変更するので公告します。組織変更後の名称は労働者協同組合ワーカーズコレクティブてとてとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

埼玉県北本市中央四丁目六七番地北本生活館一階

特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブてとて　代表理事　邨山　真理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

埼玉県熊谷市円光一丁目一一番三号

ヒューマネクス合同会社

代表社員　山岸　千絵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門ＲＡＰＯ―ＴＯビルＵＣＦ七階

合同会社サンホス

代表社員　牛島　修一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

合同会社アール

代表社員　藤野　美咲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

浜松市中央区海老塚二丁目二四番二一号

トリビア合同会社

代表社員　佐奈侑一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

愛知県長久手市市が洞一丁目六〇八番地

ノイエクラッセ長久手五〇一号

合同会社ＦｉＫＡ　ＲＯＯＭＳ

代表社員　川原羽衣香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、組織変更後の商号はこちよい株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

愛知県あま市甚目寺乾出六四番地一

合同会社カンジルマーケティングジャパン

代表社員　稲葉　陽祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

滋賀県栗東市手原一丁目一番四号

合名会社里勇

社員　里内　勇次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

大阪市旭区高殿二丁目九番二一

合同会社ｆｒｏｎｔｉｅｒ

代表社員　田窪　健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はグラシア株式会社とします。

効力発生日は令和七年八月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月三十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

神戸市兵庫区新開地五丁目三番一四―一五〇七号

グラシア合同会社

代表社員　荒木　結花

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

岡山県岡山市北区久米二六五番地四

合同会社ＭＢＣアセットマネジメント

代表社員　松浦　哲雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

広島市安佐南区祇園三丁目三八番五号

Ｃ＆Ｍコンサルティング合同会社

代表社員　松本　伸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

福岡県太宰府市都府楼南二丁目一六番一三号

合同会社ＭＹＫ

代表社員　光安　信次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

福岡県太宰府市都府楼南二丁目一六番一三号

合同会社恵

代表社員　光安　信次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

福岡県福岡市東区箱崎四丁目一三―一ウッドビレッジ1―一〇二号室

永鑫金属合同会社

代表社員　劉　長林

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｎ開発とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

熊本県熊本市東区沼山津二丁目一六番二四号

合同会社沼津

代表社員　沼津　雄喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十六日

大分県別府市北浜一丁目一五番一四号

合資会社富士吉旅館

代表社員　矢守　泰子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千五百一万九千百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://medirom.co.jp/ir/

令和七年六月十六日

東京都港区台場二丁目三番一号

株式会社メディロム

代表取締役　江口　康二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://widsley.com/

令和七年六月十六日

東京都渋谷区東三丁目九番一九号ＶＯＲＴ恵比寿ｍａｘｉｍ

株式会社Ｗｉｄｓｌｅｙ

代表取締役　髙橋　弘考

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三一頁（号外第一二五号）

令和七年六月十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．七階

株式会社Ｔ．Ｆ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　福迫　武文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千七百四十四万八千六百七円減少し、減少する資本金の額のうち、二千四百三十六万二千三百八円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十七日

掲載頁　六十四頁（号外第二七五号）

令和七年六月十六日

東京都港区浜松町二丁目一〇番六号

株式会社Ｑｕｏｌｌｉｏ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　松元　亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.greenfieldasia.com

令和七年六月十六日

東京都杉並区宮前五丁目六番一三号

グリーンフィールドジャパン株式会社

代表取締役　菱垣　裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月九日

掲載頁　五十四頁（号外第一二六号）

令和七年六月十六日

大阪市中央区道修町三丁目一番八号

株式会社ＡｄｖａｎＳｅｎｔｉｎｅｌ

代表取締役　内田　都（西田　都）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十六日

大阪市西淀川区中島一丁目三五番七一一号

サクラトラベル株式会社

代表取締役　李　冠楠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://e-itoman.jp/company.php#anchor7

令和七年六月十六日

愛媛県四国中央市金生町下分六八一番地

イトマン株式会社

代表取締役　伊藤俊一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は令和七年五月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十六日

長崎市西山台二丁目一二番一一号

佐々木商事有限会社

代表取締役　佐々木カヨ子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千五百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年六月十六日

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表取締役

スティーブン・ヘイズ・デイカス

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を三千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jamplatform.com/jfm

令和七年六月十六日

東京都千代田区神田錦町三丁目一七番一

ＪＡＭＰファンド・マネジメント株式会社

代表取締役　大原　啓一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二一億一二六八万九二六〇円、資本準備金の額を一六億八九三六万五〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月十六日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社Ｅストアー

代表取締役　柳田　要一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十六億四千四百五十万円、資本準備金の額を三十六億四千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　二頁

令和七年六月十六日

東京都品川区大崎三丁目五番二号

株式会社キュラーズ

代表取締役　ステファン・ジョセフ・スポーン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円、資本準備金の額を八千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額、資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十六日

静岡県浜松市浜名区小松二一九二番地の一

有限会社石松

代表取締役　大隅　純

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円、資本準備金の額を二千五百万円減少し、それぞれ九百万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.heki.co.jp/

令和七年六月十六日

沖縄県那覇市東町一九番二五号

株式会社碧

代表取締役　金城　智子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された普通株主をもって、その所有する普通株式一株を一、〇〇〇株とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された第一種種類株主をもって第一種種類株式一株を一、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十六日

大阪市淀川区宮原三丁目四番三〇号ニッセイ新大阪ビル

Ｓｋｙ株式会社

代表取締役　大浦　淳司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目八番三―四〇三号

エバンストン株式会社

代表取締役　古瀬洋一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

静岡県三島市松本六〇番地

小林機械工業株式会社

代表取締役　小林　俊二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

岡山県倉敷市下庄一四七番地二

倉敷衛材株式会社

代表取締役　引田　真吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

山口県岩国市周東町祖生一四四六三番地一

山五化成工業株式会社

代表取締役　小倉　輝之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

山口県下関市大字吉見上三九五番地の一

吉見温泉観光株式会社

代表取締役　久保田茂明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十六日

高知県高知市仁井田四五七〇番地一

安岡金属株式会社

代表取締役　安岡　邦彦

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年六月十三日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和七年六月十六日

大阪市阿倍野区昭和町五丁目五番二五号

三谷ビル

協同組合タイアップ

代表理事　達川　敏行

確定給付企業年金の清算公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月十六日

静岡県袋井市宇刈二五〇五番地の二

株式会社ヤマハリゾート

確定給付企業年金清算人　細川　修

取消公告

令和七年五月三十日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年六月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

取消公告

令和七年六月五日（号外第一二四号）掲載の第五十一期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年六月十六日

滋賀県彦根市西今町一番地

株式会社ダイレクト・ショップ

代表取締役　松澤　恒雄

取消公告

令和七年四月十八日（号外第八十八号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和七年六月十六日

大阪市中央区内淡路町二丁目三番六号

株式会社三木パートナーズ

代表取締役　三木　隆明

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月十日農林水産省告示第九百二号（保安林の指定をする件）（印刷誤り）				
六二		五	百谷壱	字百谷壱
令和七年六月三日掲載の高知家庭裁判所に係る令和七年（家）第一〇五五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（印刷誤り）				
一〇三		終りから七	〇〇町十番地	〇〇町十番地
令和七年五月八日掲載の横浜家庭裁判所に係る令和七年（家）第四〇二二〇号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
七四		四	江川町鉱川甲230番地	江川町鉱川甲230番地